

# 神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の概要

市税事務所の設置及び市税事務所長への市長の権限の委任に関する市税条例の改正（令和 5 年 12 月神戸市条例第 14 号）及び地方税法等の改正による市税条例の改正に伴い、神戸市市税条例施行規則を一部改正する。

### (1) 市税事務所長への委任事項を規定

① 地方税法等で定める市長の権限は、次に掲げる事項を除き、市税事務所長に委任。  
(第 2 条の 2 第 1 項)

- ア 課税権の帰属その他法の規定の適用について他の地方団体の長と意見を異にした場合の措置に関すること。
- イ 固定資産税に係る固定資産の価格等の決定に関すること。ただし、法第 411 条第 2 項に規定する公示の日以後における価格等の決定に関するものを除く。
- ウ 徴税吏員の委任（職務の指定を含む。）並びに固定資産評価員、固定資産評価補助員及び固定資産評価審査委員会の委員の選任に関すること。
- エ 地方税法第 389 条第 4 項の規定による申出に関すること。

② 地方自治法第 153 条に基づき、次に掲げる事務を市税事務所長に委任。（同第 2 項）

- ア 市税に関する債権（徴収金を除く。）の賦課徴収に関すること（例：配当割・株式等譲渡所得割控除額の還付金の返還金に関する事務）。
- イ 市税に関する事項についての証明に関すること（例：所得証明書）。
- ウ 租税特別措置法施行令に基づく住宅用家屋の証明に関すること。

### (2) 様式の宛名の読替えを規定

申請書、許可書等の様式中「神戸市長」とあるのは、「神戸市市税事務所長」と読み替える。  
(第 2 条の 2 第 4 項)

### (3) 地方税法等の改正による市税条例の改正に伴う、規定の整備

二輪車の車両区分を見直す改正に伴う規定の整備

総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kw (50cc 相当) 以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする条例改正に伴う、規則改正（第 33 条第 1 項）。

### (4) その他、所要の規定の整備を行う。

## 2 改正の理由

市長から市税事務所長に事務を委任すること及び新基準原付の導入による、地方税法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるため。

### 3 規則の施行日

令和7年4月1日。ただし、第18条第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。